

○ 地下鉄運賃について

Q1. 平成26年4月1日から消費税率が上がるということですが、地下鉄の運賃も改定されるのでしょうか。

A1. 普通運賃は、下表のとおり改定を行います。

| 区分 | 現行 | | 改定後 | |
|----|------|------|------|------|
| | 大人 | 小児 | 大人 | 小児 |
| 1区 | 210円 | 110円 | 210円 | 110円 |
| 2区 | 250円 | 130円 | 260円 | 130円 |
| 3区 | 280円 | 140円 | 290円 | 150円 |
| 4区 | 310円 | 160円 | 320円 | 160円 |
| 5区 | 340円 | 170円 | 350円 | 180円 |

なお、定期運賃については、原則、現行運賃に消費税率引上げ分（108/105）を乗じた上で、10円未満の端数を四捨五入した額に改定を行います。

改定後の運賃は、主な改定内容の「地下鉄運賃について」をご覧ください。

Q2. 運賃改定前に購入した回数券は、平成26年4月1日以降、使えるのでしょうか。

A2. 平成26年4月1日以降も回数券の券面に表示されている区間において、差額をお支払いいただかなくても有効期間までお使いいただくことができます。

なお、有効期間は、発売日から起算して第3月の末日までとなっています。

Q3. 現在、2区（250円区間）の回数券を持っていますが、4月1日以降、仮に3区まで乗り越した場合、いくら支払えば良いのですか。

A3. 現在、お持ちの回数券は250円区間をご利用いただけますが、運賃改定後は260円区間の回数券とみなしますので、3区の改定後の運賃290円との差額30円を乗り越し精算時にお支払いください。

Q4. 運賃改定前に購入した定期券は、平成26年4月1日以降、使えるのでしょうか。

A4. 地下鉄の定期運賃は、改定を行いますが、平成26年4月1日以降も券面に表示される区間において、差額をお支払いいただかなくても有効期間までお使いいただけます。

Q5. 平成26年3月中に、4月1日以降使用開始の定期券を購入することができるのでしょうか。その際、新旧どちらの運賃で購入することになるのでしょうか。

A5. 新規で購入される場合は通用開始日の7日前から、継続で購入される場合は通用開始日の14日前からご購入いただけます。

使用開始が4月1日以降であっても、3月31日までに購入される場合は、改定前の運賃となります。

なお、通学定期券を購入されるにあたりまして、購入の条件等については、下記のリンク先をご覧ください。

京都市交通局のホームページ「通学定期券をお求めのお客様へのお願い」

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000147597.html>

Q6. 3月31日に乗車した地下鉄が、遅延等により4月1日に目的の駅に到着した場合、改定前か改定後のどちらの運賃を支払えば良いのですか。

A6. 暦の上では、24時を過ぎると4月1日になりますが、本市の地下鉄については、営業終了までは3月31日とみなして運賃をいただきます。

従いまして、改定前の運賃をいただくこととなります。